

平成 24 年度（第 58 回）関西学生ゴルフ選手権競技
（第 52 回）関西女子学生ゴルフ選手権競技

期 日 平成 24 年 8 月 6 日～8 日
場 所 伏尾ゴルフ倶楽部

関 西 ゴ ル フ 連 盟

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則
日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定
競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. 使用球の規格
『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 I (c)1b』を適用する。(ゴルフ規則 175 頁参照)
4. 使用クラブの規格
『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付 I (c)1a』を適用する。(ゴルフ規則 174 頁参照)
5. ゴルフシューズ
正規のラウンド中、競技者が金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。
6. 競技終了時点
本選手権競技は、競技委員長が成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。
7. ホールとホールの間での練習禁止
『ゴルフ規則付 I (c)5b』を適用する。(ゴルフ規則 179 頁参照)
8. プレーの中断と再開
 - (1) プレーの中断（落雷などの危険を伴わない気象状況）については、ゴルフ規則 6-8b、c、d に従って処置すること。
 - (2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間でいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であった時は、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。
この条件の違反の罰は競技失格（ゴルフ規則 6-8 b 注）
 - (3) プレーの中断と再開の合図について
通常プレーの中断：短いサイレンを繰り返して通報する。
険悪な気象状況による即時中断：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。
プレーの再開：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。
9. 移 動
委員会が別途認めた場合を除き、競技者は正規のラウンド中、いかなる移動用の機器にも乗ってはならない。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 I (c)8 移動』を適用する。(ゴルフ規則 181 頁参照)
10. キャディー
正規のラウンド中、競技者のキャディー使用を禁止する。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 I (c)2』を適用する（ゴルフ規則 177 頁参照）。
11. コールオン方式
パー3 のホールに限り、プレーのペースを全体的にスピードアップするため、先行組のプレーヤーは、自分の組の誰もまだパットを始めていない段階で後続組の全員がティーインググラウンドまで来ている場合、グリーン上にある球の位置をマークして総て拾い上げ、後続組のプレーヤー全員がティーショットを済ませるまでプレーを控え、後続組にティーインググラウンドからプレーさせることができる。先行組からプレーすることを求められ、後続組がそれに応じたときは、その段階で後続組の各プレーヤーは、自分の球が他のプレーヤーのプレーを妨げたり援助することになりそうだと思うときは何時でもその球を拾い上げて良い、との許可を先行組に与えたものとみなす。

12. プレーの進行

プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないよう注意のこと。

① 前半 9 ホールのプレー所要時間が 2 時間 30 分以上（第 3 日は 2 時間 15 分以上）

② 且つ、先行組より 15 分以上遅れた場合

上記の違反は、その組全員に 1 打罰とする。ただし、委員会が特別に認めた場合は除く。

13. 使用ティーマーカー

男子はアオ、女子はアカとする。

14. 競技の短縮

委員会は、コースの状態が適正なるプレー不可能と判断したときは、競技の条件に定めてあるホール数を短縮することができる。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。

ただし、現にプレーするホールの白杭を結ぶ線を越えて他の区域に止まった球はアウトオブバウンズの球とみなす。

2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。

3. ウォーターハザードは黄杭、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭をもってその限界を標示する。

4. 排水溝は動かさない障害物とする。

5. 電磁誘導カートの 2 本の人工の表面を持つ軌道は、全幅をもってカート道路とみなす。

球がこのカート道路の上にある場合、競技者はゴルフ規則 24-2b(i)の救済を受けなければならない。

このローカルルールの違反の罰は 2 打。

6. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。

7. 樹木保護のための巻物施設はコースと不可分の部分とする。

8. 防球ネットからの救済を受ける場合は、その障害物の上を越えたり、中や下を通すことなく、ニヤレストポイントを決定しなければならない。このローカルルールの違反の罰は 2 打。

9. 規則 25-3 の適用に関しては、その周辺のカラー部分を含むものとする。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のある時は、スターティングホールのティーインググラウンド付近に掲示して告示する。

2. 東コースを OUT、南コースを IN とする。

3. 競技の条件 5 項で規制されるシューズ以外でもグリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。

4. 予備グリーンは定義上「目的外のパッティンググリーン」であり、球が目的外のパッティンググリーン上にある場合、競技者は規則 25-3 に基づいて救済を受けなければならない。なお、定義外の取り扱いをする場合においては別途、追加のローカルルールを掲示する。

5. 練習は指定練習場で行い、打球練習場では備え付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 人 1 箱を限度とする。なお、打球練習場での使用クラブはアイアンに限る。

6. スタート時間 5 分前には、必ずティーインググラウンド周辺に待機すること。

7. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないよう注意すること。プレーの不当な遅延は、ゴルフ規則 6-7 により罰せられる。

8. ラウンド中、競技者は部外者を近づけないよう十分、留意すること。これを怠ると、ゴルフ規則 8 により罰せられることがある。なお、部外者のコース内立入りは禁止する。

競技委員長 阪田 守司